

厚木市国民健康保険被保険者資格確認書の更新に関する規準

(趣旨)

第1条 この規準は、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき国民健康保険資格確認書（以下「資格確認書」という。）の更新に係る事務取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(更新日)

第2条 資格確認書の更新日は、毎年8月1日とする。

(有効期間)

第3条 資格確認書の有効期間は、前条の更新日から1年とする。

(資格確認書の交付)

第4条 資格確認書の交付については、原則として世帯主に郵送するものとする。ただし、厚木市国民健康保険に関する送付先変更事務取扱要綱の規定により送付先を変更した場合はこの限りでない。

(住居表示における資格確認書の更新)

第5条 資格確認書の有効期間内に、住居表示の実施により資格確認書に記載されている住所に変更があった場合は、住所の表示についての更新を行わないものとする。ただし、世帯主等から資格確認書の提出があった場合は、この限りでない。

附 則

この内部規準は、平成9年9月1日から施行する。

附 則

この内部規準は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この内部規準は、平成14年9月1日から施行する。

附 則

この内部規準は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この規準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規準は、平成30年10月1日から施行する。

平成30年度更新証については被保険者証と高齢受給者証の一体化の準備のため有効期間を10箇月とする。

附 則

この規準は、令和6年12月2日から施行する。